

# 子育てサロン事業助成金交付要領

平成21年7月1日 制定

令和4年1月1日 改正

## (助成対象)

第1 助成対象は、次の事項を充足する団体とする。

- (1) 学齢未満児の保護者が、3人以上参加するものであること。
- (2) 無理なく楽しい時間を共有できるよう、創意工夫する世話人をおくこと。
- (3) 開催回数は年間8回以上が望ましいが、少なくとも6回以上とすること。

## (助成額)

第2 助成額は、年額3万円とし、助成金の使途は下記の通りとする。

### 対象経費の例

項目	対象となる経費
諸謝金	講師謝礼（申請団体に所属する会員等を除く） ※ 専門的な技能・知識を有する指導者、講師等に対する謝金 ※ 一般的な範囲内での講師交通費
消耗品・備品費	事業に要する消耗品、工作材料、食材、参考図書、マスク及び消毒液の購入費用
印刷製本費	事業に要する資料のコピー代
使用料・賃借料	事業実施にかかる会場使用料及び物品使用(賃借)料
その他	その他、子育てサロン事業実施に必要な経費で会長が認めたもの

## (申請手続)

第3 助成金を申請しようとするときは、子育てサロン事業助成金交付申請書（様式第1号）に振込する口座がわかる書類（通帳の複写物等）を添えて6月末日までに申請しなければならない。

## (実施報告)

第4 助成を受けた団体は、事業が完了したとき、子育てサロン事業実施報告書（様式第2号）に活動の状況がわかる写真（2枚以上）及び必要な書類を添えて事業実施年度の翌年4月末日までに提出しなければならない。

## (その他)

第5 この要領によらないものについては、助成金交付規程の定めによるところとする。

## 附 則

1. この要領は、平成21年7月1日から施行する。
2. この要領は、平成22年4月1日から施行する。
3. この要領は、平成29年4月1日から施行する。
4. この要領は、令和4年1月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。